

1. 能登半島地震後の被災者のニーズに沿った生活再建について
2. 地方自治法一部改正法案について
3. 柏崎刈羽原子力発電所の再稼働について

1. 能登半島地震後の被災者のニーズに沿った生活再建について

(1) 被災者のニーズの把握と必要な情報提供について

4月18日の定例記者会見で、中原市長は新年度のスタートにあたって、「生活再建に取り残される世帯がないよう、『生活再建支援チーム』を立ち上げ、被災された方々に寄り添った、きめ細かな対応に取り組む」と発表しました。

生活再建と災害復旧に全力で取り組む市長の決意を心強く思い、今回は被災者のニーズを基本とした、きめ細やかな震災対応について質問を行います。さて、発災から5か月半、6月17日現在、罹災証明書の申請17,800件、そのうち約90%に罹災証明書が発行されています。被害概要は全壊122件、半壊4,436件、一部損壊10,915件となっています。

液状化が深刻な地域の方々には自宅の修復に多額の費用と時間がかかるため大変ご苦労されているわけですが、この度、本市が宅地復旧の新しい支援制度の検討に入ったことは、復旧を加速するものと期待します。また、下水道工事実施の時期も打ち出され、先の見通しが見えず滞っていた住宅再建の目安が見えてきたものと思います。

一方で、傾いた家で暮らしながら住宅再建をあきらめている方や、情報をご自分で入手困難な方など、時間の経過とともに復興から取り残されていくのではないかと心配な方々がおられます。「傾きは慣れた」とおっしゃる方がいますが、傾斜住宅で生活していると健康障害に繋がりがねません。未だに、被害がありながら罹災証明の申請をしていない方が2000人ほどいらっしゃいます。

「寄り添った、きめ細かな震災支援」には被災者が何を求めているのかとい

う、被災者ニーズを中核に置かなければなりません。

時期（フェーズ）によって被災者のニーズも変化しますし、その方々の家族構成、年代、経済状況でもそれぞれ異なったニーズがあるものです。どのようにニーズの把握に努めているのか、その方々への必要な支援制度などの情報提供をどのように行っているのか、お聞きします。

■市長

石附幸子議員の質問にお答えします。

本市では、4月に「新潟市復旧・復興推進本部」を立ち上げ、地震からの復旧・復興に向け、4つの基本方針のもと、「復旧・復興までの実施計画」を策定し、市の総力をあげて取組みを進めるとともに、生活再建に取り残される世帯を生じさせないよう、「生活再建支援チーム」を設けて、被災者の皆様により添った、きめ細やかな対応に取り組んでいます。被災された方々の被害状況や、生活や住まいの課題は様々であり、議員ご指摘のとおり、お一人おひとりが日常生活を取り戻すための取組みに向け、被災者ニーズの把握や情報提供は重要であると認識しています。

そのため、液状化被害の大きい西区、江南区では、液状化等に関する説明会を開催し、会場での質疑とともに、今後の生活再建に関するアンケートを実施し、ご意見をお聞きました。また、各区では、地域のコミュニティとの懇談会などで意見交換を行うなど、被災者ニーズの把握に取り組んでいます。必要な情報提供については、支援制度などを、市ホームページやLINEなどでお知らせするとともに、「市報にいがた」や支援策などをまとめたチラシによる広報を行っています。

今後も、被災者お一人おひとりに寄り添った生活再建の支援となるよう、引き続き、丁寧な被災者ニーズの把握と情報提供に努めていきます。

(2) 災害ケースマネジメントの取組みについて

1月の発災から現場を歩きながら様々な方からお話をお聞きしてきましたが、

中には住宅再建をあきらめている方がいます。高齢で先は短いからこのままでいい、一人暮らしだから我慢する、年金生活でお金がない、どこから手を付ければいいのかわからない、頼る人がいない、多くの方が大変な状況にもかかわらず「自分よりもっと苦しんでいる人がいるんだからこれくらい大したことはない」と言われます。高齢者、単身者、障がいのある方、認知症の方、生活が困窮している方、いわゆる災害弱者と言われる方々は、再建への気力が湧かず、遠慮や我慢をし、情報が届かず、頼れる人がいない状況です。その人たちは相談窓口を作って待っていても、自ら訪れることはないでしょう。

2月議会でも触れましたが、発災当初は、社会福祉協議会（ボランティアセンター）の皆さんが、自治会長や民生委員の方から、被災の大きな箇所を教えてもらって一軒一軒訪ね、当面必要な水や食料、土嚢袋などを配りながらニーズ調査をしていました。調査の結果は、戻ってから事務所のホワイトボードに書き出され、ケースの確認やさらに必要な支援が協議されました。その動きの早さときめ細やかさに驚きました。

今、発災から半年、自立や生活再建に向けた取組が本格化していくこの時期、画一的な被災者支援では取りこぼしてしまう方々に、待っているのではなく、こちらから出向いて相談に乗るアウトリーチ的な取り組み、福祉的なアプローチが、強化される必要があります。こうした被災者支援の手法を「震災ケースマネジメント」と呼びますが、東日本大震災以来、熊本地震や様々な災害の現場で地方公共団体が主体となって取り組まれてきました。国もこうした課題に対応するため2022年に「震災ケースマネジメント事業」の手引書を作成公表し、昨年度は「防災基本計画」の見直しにおいて、「災害ケースマネジメント」の位置づけを明確にしました。本市も、今がこの取り組みを進める時期と考えます。

4月に「生活再建支援チーム」が立ち上がりましたが、その取り組みも含めてお聞かせください。

■市長

この度の地震により、被災した皆様がこれまでと大きく異なった環境におか

れる中、支援漏れや孤立を防止し、安心した日常生活を取り戻していただくためには、災害ケースマネジメントの取組みは重要と考えています。このため、本定例会に補正予算を提案し、被災により、みなし仮設住宅や市営住宅に入居している世帯に加え、在宅でも健康面や住宅再建に課題を抱える世帯を対象に、個別訪問による見守りや相談支援などを行うこととしています。引き続き、生活再建支援チームが主体となって、被災者台帳の整備などとあわせて、被災者の皆様に寄り添った、きめ細やかな支援となるよう、取組みを進めていきます。

【再質問】対象を広げ長期的な取組みの必要性

市営住宅に入居した人が33世帯、見なし仮設に入居した人が294世帯、約330世帯です。環境ががらりと変わり地域のつながりも希薄になっているため見守りは重要です。半壊は4400件近くありますので、在宅で、自ら声を上げられない被災者の方への、見守り支援もしっかりと取り組んでいただきたい。

もともと日常生活に支援が必要で、今まで何とか持ちこたえてきたものの、震災によって立ち行かなくなってしまった方たちのニーズは多様で、福祉的なアプローチ、長期的な関りや支援が重要となってくると思いますが、どのようにお考えですか。

■本間統括政策監

課題を抱える被災者の皆さまが、住まいの再建方針や再建時期が定まり、安心した日常生活を取り戻すことができるようになるには、ケースによっては一定期間を要するものと考えております。必用に応じて、見守りや相談支援から専門機関などによる支援へと繋いでいく必要があると考えております。

本市は重層的支援の取組みを進めていますが、平時に戻ったときには、そのようなところの支援も含め繋がりを深めていただきたいと思います。一人ひとり、取りこぼすことなく支援をしていただきたいと思います。

【再質問】 建築の専門職との連携の必要性

福祉的なアプローチが必要な方々と、一方で、被災でダメージを受けてはいなくても、必要な情報や適切な支援制度が使えたら、自立や生活再建に進める方々もいます。特に住宅再建は生活再建の第1歩となりますので、住宅再建を求める人たちのニーズに応える必要があります。

先程の「液状化に関する住民説明会」のアンケートには、住宅再建の申請の手続きが進められない理由として、工事費用の負担が大きい、どこまで修繕すべきか迷っている、相談する建築事業者が見つからないと回答した人が多くいました。そのニーズにこたえるためには建築の専門家との具体的な連携が必要と考えますが、「生活再建支援チーム」とどのように連携していくのかお聞きします。

■本間統括政策監

被災者の皆さまの住まいの再建に向けて、建築などの専門性が求められる課題については、民間の団体や関係機関などと適切に連携をしてみたいというように考えております。

「適切な連携」が言葉だけではなく、具体的にニーズがあるのですから、そこに出向いて行って、アウトリーチ的に相談にのっていただければというように思います。内閣府が「災害ケースマネジメント」の取り組みの好事例を紹介していますが、私は倉敷市真備町の大規模浸水被害が発生した時の、行政と連携して行った建築士会のアウトリーチによる被災者支援が、この問題の解決につながるのではないかと思います。参考にしてください。

また、先回の西区における住民説明会は会場いっぱいには被災された方が集まりましたが、できればこれからは「生活再建支援チーム」として、小さな単位で町に出て行って相談会を開催していただきたいと思います。

(3) 「新潟市被災建物等の復旧・再建事業者利子軽減事業」立ち上げの主旨と現状について

2月の質問で、復旧を担う地元事業者への支援について質問をしました。

地元の工務店や建築業の皆さんが、「支援金が入るのが工事が終わってから2カ月。資材や人件費も上がり、会社が持たない」、「運転資金がない」と訴えられます。最近では「震災支援の意味は分かるが、震災支援の仕事はできれば受けたくない」という声もいくつか聞いています。

それらの声を受けて4月22日から「新潟市被災建物等の復旧・再建事業者利子軽減事業」、いわゆる「つなぎ資金の利子支援」を立ち上げました。その事業の主旨と現状をお聞きします。

■経済部長

新潟市被災建物等の復旧・再建事業者利子軽減事業は、被災建物等の復旧・再建工事を請け負う中小・小規模事業者が、手元資金の不足により工事の受注を躊躇している実態があることを踏まえ、発注者から支払いを受けるまでの間に必要となるつなぎ資金を金融機関から借入れる際の利子相当額を支給する制度です。

これにより、請負業者の資材や人材の確保を後押しし、速やかな復旧を促すことで、早期の生活再建につなげたいと考えています。今年の4月22日から受付を開始し、事業者や金融機関から制度に関するお問い合わせを多数いただいておりますが、融資実行後の申請となるため、受付件数はまだ少ない状況です。

【再質問】情報提供の更なる工夫について

この事業は本市独自の取り組みで私は高く評価しています。つなぎ資金は大丈夫だから大いに仕事をしてください、復興の力になってください、小規模事業者さんを応援していますという本市の力強いメッセージがそこにあります。しかしながら、私が様々聞き取りをする限り、なかなか現場の方には情報が下りていない、チラシを手にしても銀行での手続きが面倒そうだ、もともと銀行とのやり取りはしていないなど、制度利用のハードルが高いように思います。

せっかくの制度ですから、必要としている小規模事業者に、このような繋ぎ資金があるんだから、この制度を利用して復興を進めてほしいと、この制度が周知され、使いやすいようハードルを下げ、簡便にこの制度を使ってほしいものです。情報提供の更なる工夫についてお聞きします。

■経済部長

本補助制度は、申請様式などをなるべく簡易にし、復旧再建を請け負う事業者の負担軽減を図ってきました。さらに、制度開始後も、融資申し込み時の課題を請負事業者から聞き取りし、金融機関に対し、提出書類への配慮など、請負業者の資金調達への協力をお願いしたところです。また、周知につきましては、金融機関の他、新潟県建築士会や新潟市建築組合連合会など、請負業者と関わりの深い団体を通じて、対象となる事業者への情報提供に努めています。引き続き、借入を行う請負事業者や、有志を行う金融機関の声を聞きつつ、制度の利用促進に努めていきます。

ぜひ、そのようにしていただきたいと思います。

ある業者さんは工事がどんどん来て、工事ができるのが来年度になるかもしれない、締め切り時期を延ばしてほしいと言っていたのが、事業者さんの意見を汲みながら、制度を更新していただきたいと思います。

2. 地方自治法一部改正法案について

(1) 本法の改正に対する市長の受け止めについて

地方自治法一部改正法案が衆議院本会議で可決され、参議院に送られました。この改正法案は大規模災害や感染症まん延など、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」が発生した場合、個別法に規定がなくても「国の補充的指示」として自治体に必要な指示を行うことができるとの特例を設けるものです。しかし、この「国の補充的指示」の要件となる、「国民の安全に重大な影

響を及ぼす事態」について、極めて曖昧な規定としており、法律の必要性や正当性を根拠付ける立法事実も明らかにされていません。

地方自治法は、憲法第8章（地方自治）第92条で保障され、「国は自治体の自主、自立性を配慮しなければならない」とし、さらに2000年の地方分権一括法では、これまで中央集権型の行政システムの中核的部分を形作ってきた「機関委任事務」を廃止し、国と自治体の関係は「上下・主従」から、「対等・協力」へと改められました。

しかしながら、この度の改正は、この考えから逆行するものであり、国への集権化を進め、地方分権、地方自治を後退させる恐れがあるものと言わざるを得ません。この改正案に対し、日本弁護士連合会（日弁連）は法案に反対する会長声明を発表しました。全国知事会は「国と地方の対等な関係が損なわれる」との懸念を示し、「法案上必ずしも明記されていない点もある」と指摘し、「国の指示が地方自治の本旨に反し安易に行使されることがないように」求めています。

また、改正案への意見書が5月末までに3県14市町村の議会から衆参両院へ提出されました。その中で「自治体への国の関与は必要最小限と定めた地方自治法と齟齬が生じる」（大津市）、「改正案の内容は漠然としたもので適用範囲が広範すぎる」（金沢市）、などと訴えています。このように、地方分権の後退につながる危険性があるとして、自治体関係者等から、様々な懸念が寄せられています。

市長は、この間、現場の状況、住民の声を踏まえて、コロナ対策、地震対策に取り組んできていますが、その立場からも、今回の法改正をどのように受け止めているのかお聞かせください。

■市長

今般の地方自治法の改正は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における、国と地方公共団体との関係の特例を規定するものであり、現行の国と地方公共団体の関係性の本質は変わらないと理解しています。

改正案では、国から地方公共団体への指示については、適切な要件や手続きのもと行うものとされており、国においても、規定の運用に当たっては、地

方自治の理念を踏まえ、国民の生命等を保護するために必要な限度で適切に行使していただきたいと考えています。

(2) 本市の感染拡大抑止は自治体発の取り組みで可能にしたのではないかと。

この改正案は、コロナ禍のような事態や大災害を非常時と捉え、国が指示権を行使し、自治体の業務に介入できるようにするものですが、果たしてそのことが有効なのか、本市の感染拡大防止対策から振り返ってみます。

コロナ禍では突然の全国一斉休校など国の要請が国民の混乱を招いたことは記憶に新しく、PCR 検査を巡っては「37.5 度以上の発熱が 4 日以上」を目安の 1 つとして通知し、検査できずに急に重症化する例も目立ちました。

本市は、2020 年 2 月 29 日に市内で初めて感染者が確認されて以降、第一波収束の 3 か月間の取り組みを「新型コロナウイルス感染症第 1 波収束までの対応」として、2023 年 6 月には「新型コロナウイルス感染症対応の振り返り（5 類移行まで）」として取りまとめ、全庁体制で取り組んだ様子が綿密に記録されています。

その記録にもありますが、本市の陽性者の少なさは政令市 3 位、死亡者の少なさは 1 位であり、それを可能にしたのは、全国に先駆け、「ドライブスルー方式」での検体採取、リアルタイム PCR 装置の導入など検査体制を強化したことが大きな要因になっています。「ドライブスルー方式」は「新潟モデル」として全国的に注目され、他の自治体に波及していきました。当時、国は「37.5 度以上の発熱が 4 日以上」を受診の目安としていましたが、本市は濃厚接触者に対しては、国の指針よりも広範囲の「発症 2 日前」から調査したことで、二次感染、三次感染を最小限に抑えることができました。また、県や医師会と連携し「オール新潟」のサポート体制を構築できたのも大きな要因でした。

このように、国の指示を待つのでなく、本市が持てる医療資源やネットワーク、県との強いパイプを生かすことで感染を押さえることができました。

コロナ対策に先進的に取り組んだある首長は「自治体が一步先んじ、国も追

認し、知恵を出し合ったのがコロナ対策だった。困難時、国が常に正しい判断をするとは限らない」とし、国と地方自治体の「対等・協力」を強調していました。

「ドライブスルー方式」や「オール新潟」など、本市の感染拡大抑止は自治体の自主・自立的な取り組みが可能にしたのではないのでしょうか。市長の見解をお聞きします。

■危機管理防災局長

新型コロナウイルス感染症の対応については、感染症法や新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく国の基本的対処方針などにより、感染症拡大防止対策の実施、医療提供体制の整備などに取り組んできました。

そのうえで、議員ご指摘の「ドライブスルー方式」による検査や、県、県内市町村、医師会などの関係団体と連携した「オール新潟」の取り組みなど、自治体の創意工夫により感染率や死亡率をおさえ、的確かつ迅速に進めることができたと認識しています。

なお、改正案では、個別法の規定で想定されていない事態が発生した場合、特例として国の指示権が行使されることがあるということですが、指示の際には、地方自治体に資料や意見の提出を求め、適切な措置を講ずるよう努めることとされていますので、地方の実情に合わせた指示権の行使をお願いしたいと考えています。

市長は今回の能登半島地震の対応においても、新潟市の被害の特徴をふまえ、市独自の支援制度を整え、市民に寄り添った対応をされてきました。これもまた、国の指示を待つのでなく、地方自治の本筋と考えます。

私たちは憲法で保障された地方自治法の主旨を重んじ、国と地方自治体の「対等・協力」の関係を維持、発展させる観点から、「国の補充的指示」を含む、地方自治法の改正法案に反対の立場です。市長には、国との十分な事前協議・調整を行い、安易な指示権の発動がおこなわれぬよう強く求めるものです。

3. 柏崎刈羽原子力発電所の再稼働について

(1) 柏崎刈羽原子力発電所の再稼働についての市長の考えについて

昨年12月19日、UPZに入る6市町の首長らと県幹部が、内閣府で原子力防災担当の副大臣、政務官と面談、柏崎刈羽原発の「安全対策の徹底」と「複合災害時を含めた防災対策の推進」を求める要望書を手渡しました。首長らは要望が実現しない限り、再稼働議論は認められないとの共通認識を示したことが報道されました。

私たちは、東電が運転開始からこの約40年間、本質的に何も変わっていない、問題が発生し、その都度反省を口にしても、しばらくたったらまた問題が起きる、これらのことが繰り返されてきたと考えています。柏崎刈羽原発の電力は、地元では消費されず、大半が首都圏に送られます。これは福島第1原発と同様の構図であり、原発のリスクを地元住民にだけ背負わせる「国策」です。過酷事故と放射性廃棄物の問題は、原発の持つ2大リスクですが、現在それらの解決策が十分ではありません。

柏崎刈羽原発再稼働についての中原市長の考えをお聞かせください。

■市長

柏崎刈羽原発の再稼働については、県による3つの検証や原子力規制委員会による追加検査の結果、緊急時の避難などの安全対策、経済効果などを踏まえ、県が中心となり議論しています。このような中、この度の能登半島地震により、避難道路や屋内退避などについての様々な課題が明らかになったことで、市民・県民への不安が広がっています。

また、放射性廃棄物の管理と処分については、最終処分場の整備が未定であるなど、原発を取り巻く課題は多いと認識しています。本市としては、これらの課題の解決について、引き続き市町村研究会を通じて東京電力や国、県に働きかけるなど、市民の皆さまの安心・安全を最優先に考えていきたいと思っております。

(2) 再稼働への同意要請についての市長の考えについて

政府は3月18日と21日に、再稼働への同意を新潟県、柏崎市、刈羽村に求めました。この要請について、中原市長は能登半島地震を受けて市民の間で原発事故時の避難に不安が広がっているとし、「今回の要請はやや早い」と指摘されたことや、他の首長でも政府や東電の一連の動きに「違和感がある」と述べていた、と報道されました。

中原市長は、再稼働への同意要請について、「原子力安全対策に関する市町村研究会」の議論を含め、どのような考えを持っているのかお聞かせください。

■市長

2月に開催された市町村研究会においては、各自治体の首長から能登半島地震による避難道路や屋内退避などについて、様々な意見や要望が出されましたが、それらについて回答が得られていない中、県や立地自治体に再稼働について政府から要請があったことは「やや早い」と感じています。

また、県は、能登半島地震で複合災害時の避難などに県民の不安が高まるなか、今月に入り、国に避難道路の改良などを要望するとともに、「令和6年能登半島地震を踏まえた防災対策検討会」において原子力災害との複合災害時の対応などについて議論を始めたところです。国においては、県に寄り添い、県と歩調を合わせながら進めていただく必要があると考えています。

(3) 「原子力安全対策に関する市町村研究会」と避難計画について

ア 原発事故時に長岡市の住民を受け入れる準備と態勢について

2月に開かれた「原子力安全対策に関する市町村研究会」の首長説明会では、国、県に対し、地震や津波、大雪などに原発事故が重なる複合災害時に、避難計画の実効性は確保されるのかなど、更なる避難計画の検討を求める声が

上がったことが報道されました。中原市長は、原発事故時に長岡市の住民を受け入れる立場から避難道路の強靱化を求め、会合後、「能登半島地震を受けて、さまざまな課題が明らかになった。今後の避難計画に我々の意見を反映してもらいたい」と語ったことも報道されています。

30キロ圏に入る9市町村は、避難計画の策定が済んだと言われています。県の避難計画で、本市は長岡市の住民を受け入れると明記されているのですが、本市の受け入れる準備と態勢の現状についてお聞かせください。

■危機防災局長

市町村研究会と避難計画のうち、長岡市民の受入準備と態勢についてです。県の広域避難計画では、原子力災害により放射性物質が放出され、長岡市内の空間放射線量率が一定基準を超える場合などに、本市は長岡市民のうち約10万人の避難を受け入れることとされています。具体的な避難の手順としては、自家用車やバスなどを使用して、スクリーニングポイントで、人体や車両の放射線量を測定し、必要に応じて簡易除染を行い、その後、避難経路所にて各避難所へ避難者の振り分けを行ったうえで、市内の避難所に避難することになっています。長岡市の避難計画では、地区ごとに、主な避難経路や、避難経路所について具体的に定められています。また、本市の地域防災計画の原子力災害対策計画においても、県から避難住民の受け入れの要請があった際に、受け入れが可能な場合は、避難経路所及び避難所となる施設を示したうえで受け入れをすることが定められています。

イ 長岡市から本市に対しどのような要請があったのか

■危機管理防災局長

県の広域避難計画においては、PAZ・UPZ内市町村ごとの避難先候補市町村について記載がありますが、具体的な選定にあたっては、長岡市からの要請ではなく、県が、平成24年11月に設置した「新潟県広域避難対策等検討ワーキングチーム」で、国、県、市町村などで検討を行い、避難先候補市町村の選定を行っています。

ウ 「原子力安全対策に関する市町村研究会」や「三つの検証」の避難委員会の議論をふまえ、柏崎刈羽原発再稼働とその避難計画の考え方について

1月1日の能登半島地震が起きた直後、新潟市と周辺バイパス6路線で停車車両が相次ぎ、西区の新潟バイパスには一時280台近くが停車していたことが報道されました。地震災害時には車が幹線に集中することが予想され、避難の難しい問題が浮き彫りになりました。能登半島地震は、避難計画を立てても地震が起きれば避難ができないことを明らかにしました。新潟県では東電福島第一原発事故を巡る県独自の「三つの検証」の一つとして、避難委員会で議論がなされてきました。「原子力安全対策に関する市町村研究会」、及び「三つの検証」の避難委員会での議論が、本市の避難計画にどのような影響を与えているのか、柏崎刈羽原発再稼働とその避難計画の考え方についてお聞かせください。

■危機管理防災局長

次に、市町村研究会などの議論を踏まえた柏崎刈羽原発再稼働と避難計画の考え方についてですが、市町村研究会においてはこの度の能登半島地震を踏まえ、各自治体からは原子力防災対策に関する多くの意見や要望が県や国へ出されています。

また、県が総括を行った「3つの検証」における避難委員会報告書では、原子力災害時の対応についての課題を抽出し、456の論点に整理され、そのうち課題とされた238の論点については順次、県が国や市町村と連携し対応しているものと認識しています。本市においては、地域防災計画の中で、原子力災害の拡大を防止し、原子力災害からの復旧を図るために必要な対策について、基本的な事項を定めた原子力事故災害対策計画を作成しています。今後も、原子力防災における課題が避難計画に反映されるよう、引き続き市町村研究会を通じて国や県に働きかけ、原子力規制委員会における原子力災害対策指針の見直しや、県の広域避難計画の見直しが行われた場合は、必要に応じ、本市の地域防災計画も見直していきます。

(4) 浄水場放射性汚泥について

ア) 浄水汚泥等対策賠償金が前年度比の 6.2%と大きく減った理由は

2011 年の福島第一原発事故以降、自然界には存在しなかったセシウムなどの放射性物質が、新潟市内の浄水場汚泥でも検出され続けてきました。

アとして、今年度の水道事業会計予算で、浄水汚泥等対策賠償金が 910 万円と、前年度比 1 億 3820 万 6 千円、率として 6.2%と大きな減少となっています。

一方、新潟市が支出する浄水汚泥等対策費は、今年度 3 億 717 万 8 千円で、前年度比 1 億 5274 万 7 千円、率にして 198.9%増が計上されています。

浄水汚泥等対策賠償金が前年度比の 6.2%ですが、大きく減った理由についてお示しください。

■水道事業管理者

令和 6 年度の浄水汚泥等対策費については、阿賀野川浄水場に保管する旧指定廃棄物を、全額国の補助交付金により全量処分する費用として、1 億 5, 323 万円余を計上したことから、大幅な増額となっていますが、例年の放射能濃度 1 キログラムあたり 200 ベクレル以下の浄水汚泥の処分に係る予算額は、概ね前年度と同額の 1 億 5, 393 万円余を計上しています。

これにかかるお尋ねの浄水汚泥等対策賠償金についてですが、令和 2 年度以降の放射能濃度 1 キログラムあたり 100 ベクレル以下の浄水汚泥に関する処分費については、東京電力ホールディングス株式会社が賠償に難色を示しており、現在、継続協議中となっています。そのため、今年度請求する賠償金についても、東京電力が全額支払に応じるかは不透明な状況にあり、不確実な収入について予算計算上はなじまないと判断したことから、結果、予算額が減となったものです。

なお、東京電力に対しては、処分に要した費用を全て賠償することで事故原因者としての責任を果たしていただきたいと考えています。